利用申込書を提出される皆様へ

このたびは、当館をご利用いただき、ありがとうございます。

利用申込書を提出される方は、次の点に注意してお申し込みください。

仮申込みの有効期限は、仮申込みの翌日から10日間です。

- ・仮申込みされた方は、10日以内に利用申込書をご提出(FAX・メール可)ください。
- ・10日以内に申込書の提出がない場合、仮申込みは無効になる場合があります。
- ・利用を取り止められる場合も必ずご連絡ください。

施設利用料金は、前納が基本となっています。

・利用申込書の提出後、請求書をお送りしますので、指定期日までにお支払いください。 お支払い後、利用通知書をお送りします。(備品利用料などは、利用後の当日精算となります。)

利用申込書提出後の利用の取り止めについて

- ・利用申込書の提出後、主催者の都合により利用を取り止めたときは、次のとおりキャンセル料金の請求します。 また、既に施設利用料を納入済みの場合には、差額を返金します。
 - ※利用を取り止めるときは、「利用辞退届出書」の提出が必要です。

届出時期		ナーン・ナル 半川
梨花ホール・小ホール	左記以外の施設(楽屋含む)	キャンセル料
利用日の3ヶ月前まで	利用日の1ヶ月前まで	施 設 利 用 料 の 30%
利用日の <u>1ヶ月前まで</u>	利用日の7日前まで	施 設 利 用 料 の 50%
上記の期間を経過しているとき		施 設 利 用 料 の 100%

利用申込書提出後の変更について

- ・利用申込書の提出後、利用を変更される場合は、利用変更申込書にご記入の上、利用通知書を添えてご提出をお願いいたします。
- ・利用の変更に伴い、施設利用料金が増額となる場合は、差額をお支払いいただきます。<例1>
- ・減額となる場合は、差額料金の返金はいたしませんが、変更後の利用料金との差額は変更後の施設の設備利用料等に充当いたします。<例>

<例1> 差額を追加	旧支払い <例2>
変更前の施設利用料	変更前の施設利用料
変更後の施設利用料	変更後の施設利用料 差額
	<u> </u>

<変更可能項目及び期間>

変更項目	亦再可能同業	変更可能期間	
	国 変更可能回数	梨花ホール・小ホール	その他施設(楽屋含む)
利用日		利用日の7日前まで(変更申込提出日の	利用日の7日前まで
利用施設	り 申込み1件につき	7日後以降の日程への変更に限る)	
利用時間	1回限り	利用日の7日前まで、ただし利用終了時間の繰り下げは制限なし	利用時間の短縮は利用日の前日まで、ただ し延長を含む変更は制限なし
入場料金	急 制限なし	制限なし	

差額は返金いたしません

仮予約・申込受付・各種書類受付

・仮予約、申込受付、各種申請書類の受付は9:00から18:00までです。

ご利用時間について

- ・当館の利用可能時間は9:00から21:30までです。この時間以外の利用を希望される場合は職員にご相談ください。
- ・利用期間には、会場設営時の準備や撤去の時間も含まれますので、ご注意ください。

その他のご案内事項

・梨花ホール、小ホールを利用の際には、利用日の1か月前から14日前までに係員と打ち合わせをしてください。

〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地5

とりぎん文化会館(鳥取県立県民文化会館) TEL: 0857-21-8700 FAX: 0857-21-8705

[※]申込者の変更はできません。

[※]当日の変更に対応するためにも、ご利用日当日は利用通知書をご持参ください。